

令和4年度
介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

介護事業所向け解説動画

その② 処遇改善加算の基礎
を知りたい

特定社会保険労務士 小宮山 伸

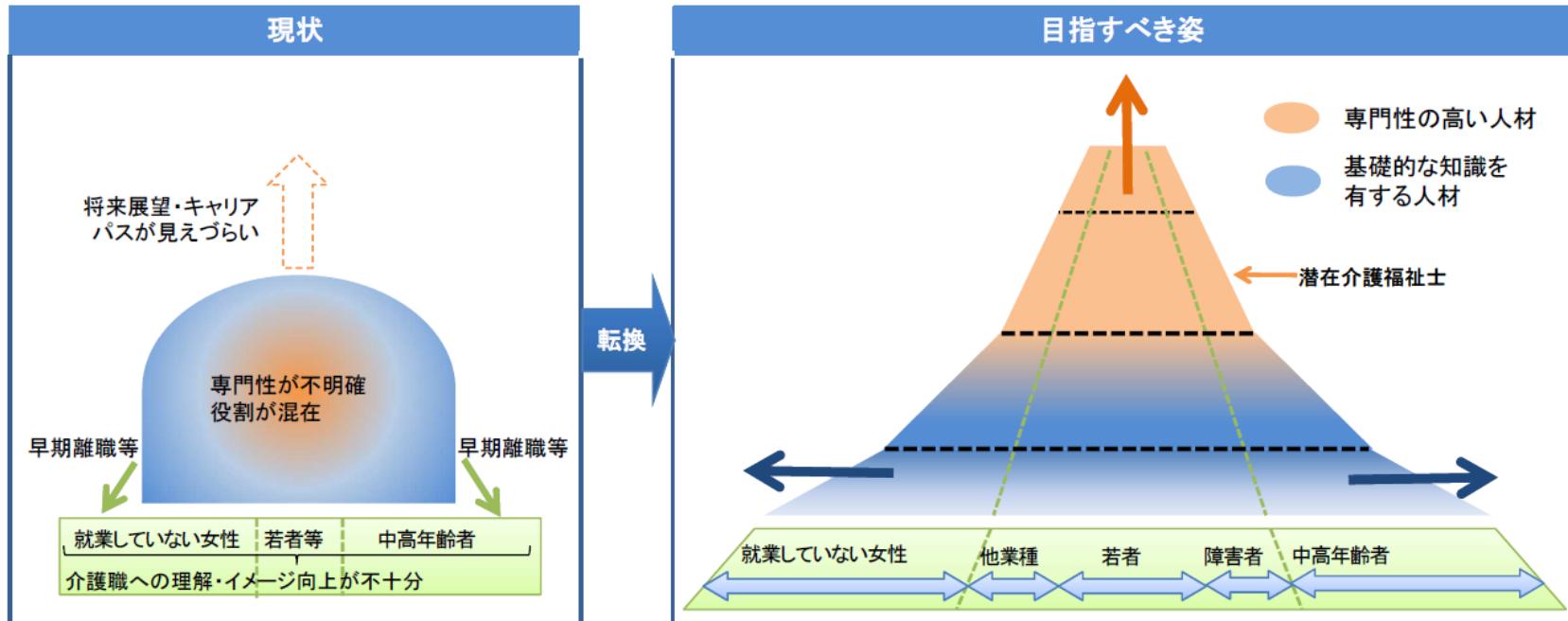
介護人材の確保

※ 下線は、令和4年度臨時報酬改定での
変更・追加事項

- 超高齢社会を迎え介護を必要とする高齢者が増加する一方、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し介護人材が不足しています。
- 介護関係職種の有効求人倍率は全職業平均よりも高く、職業としての魅力向上が大きな課題です。
- 介護事業所が安定して介護人材を確保するためには「採用数そのものの増加」と「採用した職員の離職率低下」の両方が必要です。「魅力ある職場環境」の整備や「やりがいをもって働き続けられる仕組み」づくりが今求められています。
- 令和3年度報酬改定では、「介護人材の確保・介護現場の革新」を喫緊・重要な課題として、制度の見直しが行われました。
- 令和4年度臨時報酬改定では、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。

「富士山型」と二つの処遇改善加算

介護人材確保の目指す姿 ~「まんじゅう型」から「富士山型」へ~



参入促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・ 処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についていた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

介護職員処遇改善加算の概略

趣旨	<p>介護職員の離職率低下に有効なキャリアパス要件（介護職員のキャリア形成、資質向上を目指す）と職場環境等要件（働きやすい職場環境の実現を目指す）を満たして介護職員の賃金改善を行う事業者に対し、その原資となる介護報酬の加算を与えるものです。加算率の高いものから順に加算I～IIIの3区分があります（注）。</p> <table border="1" data-bbox="240 576 1873 756"><tr><td data-bbox="240 576 643 756">(注) 加算IV・Vの廃止</td><td data-bbox="643 576 1873 756">加算IV・Vは、令和4年3月31日の経過措置終了をもって廃止されており、今後、処遇改善加算は加算I～IIIのいずれかしか算定できない。</td></tr></table>	(注) 加算IV・Vの廃止	加算IV・Vは、令和4年3月31日の経過措置終了をもって廃止されており、今後、処遇改善加算は加算I～IIIのいずれかしか算定できない。
(注) 加算IV・Vの廃止	加算IV・Vは、令和4年3月31日の経過措置終了をもって廃止されており、今後、処遇改善加算は加算I～IIIのいずれかしか算定できない。		
算定要件	キャリアパス要件I～IIIと職場環境等要件（令和3年より内容変更）を、加算区分に応じて次ページのとおり満たさなければなりません。上位区分ほど要件が厳しくなります。		
賃金改善	<p>介護職員の賃金改善に使途を限定しており、他職種の賃金改善には使えません。</p> <p>加算I・IIには、キャリアパス要件Iとして「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系」を定めることが必須となっており、加算Iではキャリアパス要件IIIとして、「経験」「資格等」「一定の基準（評価）」のどれかに応じた昇給の仕組みを設けることが求められます。</p>		

処遇改善に係る加算全体のイメージ

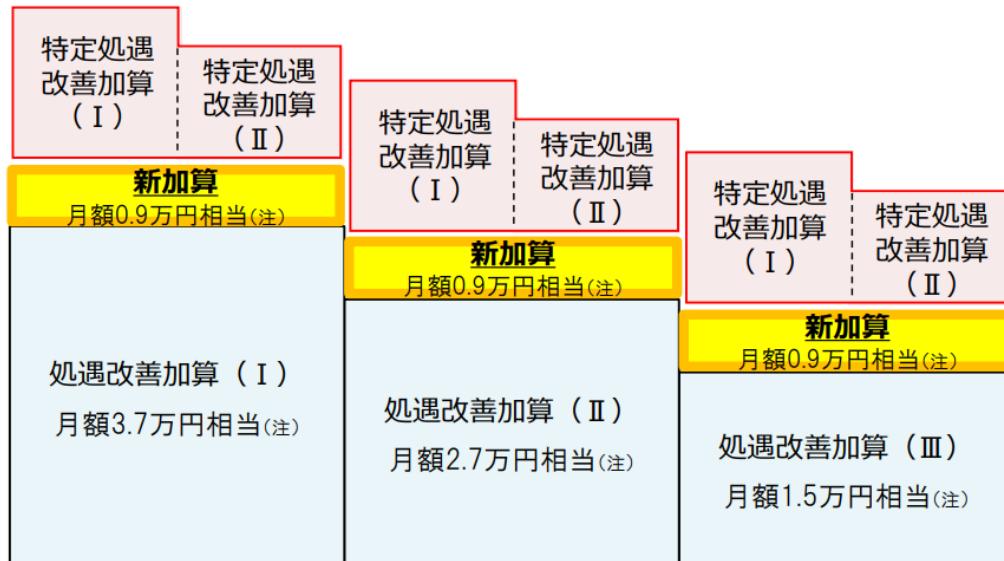
新加算（介護職員等ベースアップ等支援加算）

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。]

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

キャリアパス要件・職場環境等要件

種類	概要
キャリアパス要件	I 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
	II 資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
	III 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。 キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例 <ul style="list-style-type: none">○ 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み○ 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み○ 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み
職場環境等要件	届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 処遇改善加算だけなら全区分の中から1つ以上を満たせばよいが、特定加算の算定を受けるなら6つの区分から各1つずつ満たすことが求められる。

厚生労働省「介護保険サービス事業者と介護職員の皆さんへ『介護職員処遇改善加算』のご案内」より（一部加工）

令和4年6月21日老発0621第1号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等支援加算の加算率（令和4年）

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率			
	介護職員処遇改善加算（I）に該当（ア）	介護職員処遇改善加算（II）に該当（イ）	介護職員処遇改善加算（III）に該当（ウ）	介護職員等特定処遇改善加算（I）に該当	介護職員等特定処遇改善加算（II）に該当		
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	
(介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	
(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	
(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	
介護療養施設サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	

下線部分は、令和4年度臨時報酬改定で追加されたもの

処遇改善加算Ⅳ・Ⅴは令和4年3月31日の経過措置終了をもって廃止されている。

処遇改善加算（I～III）を受けいれば、特定加算のIまたはIIを同時に受けることができる。

ベースアップ等支援加算も処遇改善加算（I～III）を受けることが条件。同加算に複数の区分は設けられていない。

令和4年6月21日老発0621第1号 厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

処遇改善加算の取得状況

○ 加算の取得（届出）状況

介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が94.1%、加算を「取得（届出）していない」事業所が5.9%となっている。

また、加算の種類別（I）～（V）の取得状況をみると、加算（I）を取得（届出）している事業所が79.8%となっている。

	取得（届出） している						取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	加算（III）	加算（IV）	加算（V）	
全 体	94.1%	79.8%	8.9%	5.1%	0.1%	0.3%	5.9%
介護老人福祉施設	99.5%	92.9%	4.7%	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%
介護老人保健施設	97.5%	81.7%	9.4%	5.9%	0.0%	0.5%	2.5%
介護療養型医療施設	62.7%	36.0%	9.9%	16.8%	0.0%	0.0%	37.3%
介護医療院	80.6%	53.1%	10.8%	15.5%	0.3%	0.9%	19.4%
訪問介護	93.3%	75.3%	10.3%	7.5%	0.1%	0.1%	6.7%
通所介護	93.7%	78.0%	10.3%	4.8%	0.2%	0.4%	6.3%
通所リハビリテーション	78.0%	62.9%	7.8%	6.8%	0.0%	0.4%	22.0%
特定施設入居者生活介護	98.6%	90.2%	5.1%	3.3%	0.0%	0.0%	1.4%
小規模多機能型居宅介護	99.1%	91.7%	5.4%	1.9%	0.2%	0.0%	0.9%
認知症対応型共同生活介護	99.4%	88.9%	7.7%	2.4%	0.0%	0.4%	0.6%

注1)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

注2)令和3年9月30日時点の取得（届出）状況である。

厚生労働省「令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要」より

キャリアパス要件は、人事制度そのもの

人事制度とは？

“ヒト・モノ・力ネ・情報”の経営資源のうちの「ヒト」すなわち人材を活用するための一連の仕組みを人事制度といいます。生き物である人が他の経営資源と異なるのは、上手に育てれば成長する反面、やる気を損なえば、パフォーマンスが落ち、最悪の場合、退職してしまうことです。

人事制度の最大の目的は、人材の育成。

処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲは、この人事制度の仕組みそのものです。

主な人事制度とキャリア パス要件	等級制度	→ キャリアパス要件Ⅰ
	教育・評価制度	→ キャリアパス要件Ⅱ
	報酬制度	→ キャリアパス要件Ⅰ・Ⅲ

無料相談

処遇改善加算等を取得していない、

または

上位の加算を目指したい とお考えの

東京都内の

介護サービス事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、都内介護サービス事業所向けに以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- ・介護職員処遇改善加算の新規取得
- ・介護職員処遇改善加算の上位区分への変更
- ・介護職員等特定処遇改善加算の新規取得
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算(新加算)の新規取得

原則、毎週月・水・金曜日(祝日を除く)に開催！

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください

フリー
ダイヤル

0120-179-117

受付時間／午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイスをご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。

追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。

https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/

